FOCUS
焦点

市税などが、全国のコンビニエンスストアで納付できるようになりました

生活様式の多様化に対応するため、市税などを従来の金融機関に加えて、コンビニエンスストア（以下、「コンビニ」）でも4月から納付できます。

土日祝日や夜間を問わず、市税や介護保険料、保育所保護者負担金などを納付できます。

昼間忙しくて、時間が取れない方などにとても便利です。

コンビニで納付するとき、今までの納付書は使えるの？

コンビニで市税などを納付するとき、今までの納付書（冊子につづった状態のもの）は、使えません。

コンビニでも納付できる納付書は、4月以降に1年分をまとめて郵送します。

コンビニでも使える納付書はどんなもの？

コンビニでも使用できる納付書には、バーコードを印字しています。

また、納付書は、一枚ごと（つづっていない状態）の単票になりますので、記載している納期限をよく確認してから、納付してください。

コンビニで納付できる税金や各種料金は、平成26年度以降のものです。

コンビニで納付いただいたときは、領収印が押印された領収証書と併せて、収納情報を示すレシートをレジでお受け取りください。

コンビニで納付できる税金や各種料金

税目・各種料金		収納担当	
税金	市道民税（個人）	納税課納税係	☎(24) 0169
	固定資産税・都市計画税		
	軽自動車税		
各種料金	国民健康保険料	国民健康保険課国保収納係	☎(24) 0287
	介護保険料	高齢者支援課介護保険係	☎(24) 0297
	後期高齢者医療保険料	高齢医療課高齢医療係	☎(24) 0289
	保育所保護者負担金	保育課保育係	☎(24) 0340
	へき地保育所保護者負担金		
	学童クラブ保護者負担金		

※ 市営住宅の住宅使用料と駐車場使用料のコンビニ納付は、平成27年度から開始予定です。

コンビニ納付用の納付書

利用可能なコンビニの例

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、セイコーマート、スパー

※ 納付書の裏面には、利用可能な全てのコンビニを記載しています。

次のような納付書では、コンビニ納付ができません

- ○一枚あたりの金額が、30万円を超える納付書
- ○バーコードが印字されていない納付書
- ○使用期限が過ぎた納付書
- ○金額が訂正されている納付書

コンビニ納付のあれこれ

Q1 コンビニで納付したときは、手数料がかかりますか？

A1 手数料は、かかりません。
納付書に記載している金額のみを納付してください。

Q2 コンビニと金融機関がそれぞれ近くにあります。どちらで納付すればよいでしょうか？

A2 コンビニで納付されると、納付1件につき約60円の手数料を、市が負担することになります。
金融機関で納付されると、市が負担する手数料はありません。
どちらでも納付が可能であれば、金融機関での納付をお願いします。

Q3 納付書がつづられていない状態で届くということですが、納付する順番を間違えたときは、どうすればよいですか？

A3 本来、納付いただく期の税金や各種料金が未納となってしまいます。未納となった期については、延滞金が発生しますので、納付する順番には十分注意してください。
納付する順番を間違ったときは、各担当課へご連絡ください。

記事の詳細
総務部
納税課納税係
☎(24) 0169